

千葉県LGBT相談業務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「千葉県LGBT相談業務」（以下「相談業務」という。）の必要な事項等を定めることにより、相談業務を適切かつ円滑に実施し、もって本市の「誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができる社会の形成」に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「LGBT」とは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害などで、心と身体の性が一致しない者）などの性的少数者をいう。

(対象)

第3条 相談業務は、「本市内に在住し、在勤し、又は在学している、LGBT当事者又はその周囲の者」（以下「相談者」という。）からの、性自認や性的指向に起因するさまざまや悩みなどの相談の申出を受け付けるものとし、その他の者からの相談の申出については、適切な相談窓口等を紹介するにとどめる。

(実施方法)

第4条 相談業務は、事業の全部を委託して実施することとし、その実施にあたっては、「千葉県LGBT相談業務に関する委託契約」に基づき、「相談業務の受託者」（以下「受託者」という。）及び「受託者が選任した相談員」（以下「相談員」という。）が所定の場所にて行う。

2 予約による相談及び面接相談は行わない。

(相談日等)

第5条 相談日及び相談時間は、別に定める。

(費用)

第6条 相談者が相談をする際の費用は無料とする。ただし、通話・通信にかかる費用は相談者の負担とする。

(相談の処理)

第7条 相談員が相談を受けたときは、懇切、丁寧かつ的確に申出内容を聴取し、相談者の悩みを解消又は軽減するため、相談者に対して適切な情報を提供し、

助言するものとする。

- 2 相談員は、相談内容が相談業務では対応が困難であると認められる場合、又は相談者が希望する場合は、他の相談窓口等を紹介するものとする。
- 3 相談員は、受け付けた相談の処理結果を記録するものとする。
- 4 受託者は、毎月相談件数等を取りまとめ、市長に報告するものとする。
- 5 受託者は、年度内の相談件数等を取りまとめ、市長に報告するものとする。

(情報の管理)

第8条 受託者及び相談員は、相談業務に係る関係書類を、所定の場所から持ち出してはならない。

- 2 受託者及び相談員が相談業務で知り得た情報については、委託期間が終了した後も公表してはならない。
- 3 前各項について、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(相談処理の中止)

第9条 相談員は、相談の内容が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該相談の処理を中止する。

- (1) 相談の内容が専ら営利を目的とするものであるとき。
- (2) 相談の目的、動機からみて相談業務での処理に適さないものであるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、相談業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。